

## 入札執行に係る警告事項

- ① 本件について談合があったとの情報がありましたが、法令等を遵守するとともに、佐倉市財務規則及び佐倉市入札約款を遵守し、厳正に入札すること。
  
- ② 入札執行後談合の事実が明らかになったと認められる場合には、佐倉市財務規則第133号、第140号及び佐倉市入札約款第5条の規定により、入札は無効とする。
  
- ③ 契約締結後、談合その他の不正行為の事実が明らかになり、これら不正行為に係る特約がある場合は、特約による手続きをします。事実が確定された場合は、違約金等の発生する場合があります。
  
- ④ 本件について、談合あったとの情報がありましたので、提出された内訳書は、返却いたしません。また、誓約書等の提出された書類は、その写しを公正取引委員会に提出する場合があります。